

第5次男女共同参画基本計画 (説明資料)

～ すべての女性が輝く令和の社会へ ～

参考資料 2

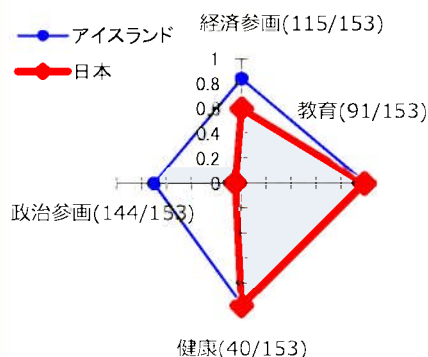
社会情勢の現状、予想される環境変化及び課題

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大による女性への影響
- (2) 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加
- (3) 人生100年時代の到来（女性の51.1%が90歳まで生存）
- (4) 法律・制度の整備（働き方改革等）
- (5) デジタル化社会への対応（Society 5.0）
- (6) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶の社会運動
- (7) 頻発する大規模災害（女性の視点からの防災）
- (8) ジェンダー平等に向けた世界的な潮流

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

「世界経済フォーラム」(ダボス会議)

ジェンダー・ギャップ指数 2020 153か国中 121位



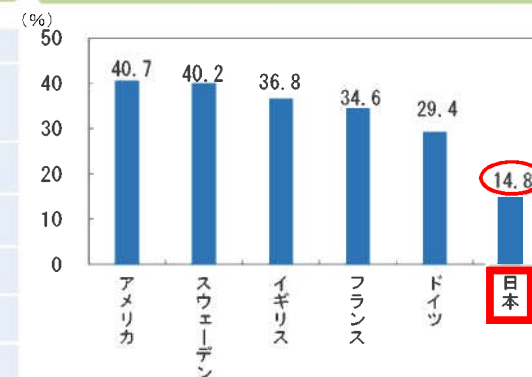
順位	国名	値
1	アイスランド	0.877
2	ノルウェー	0.842
3	フィンランド	0.832
10	ドイツ	0.787
15	フランス	0.781
21	イギリス	0.767
53	アメリカ	0.724
106	中国	0.676
108	韓国	0.672
120	アラブ首長国連邦	0.655
121	日本	0.652
122	クウェート	0.650

衆議院の女性議員比率

国名	割合(%)	クォータ制の状況
フランス	39.5	・法的候補者クォータ制 ・政党による自発的なクォータ制
イギリス	33.9	・政党による自発的なクォータ制
ドイツ	31.2	・政党による自発的なクォータ制
アメリカ	23.4	-
韓国	19.0	・法的候補者クォータ制
日本	9.9	-

(出典) 列国議会同盟(2020年10月時点)
下段又は「衆議院における女性議員割合」。

管理的職業従事者に占める女性の割合



(出典) 日本の値は、総務省「労働力調査」。その他の国は、ILO「ILOSTAT」(2020年11月時点)。その他の国も2018年の値。

- ・「202030目標」：社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する（2003年に目標設定）
- ・この目標に向けて、女性就業者数や上場企業女性役員数の増加等、道筋をつけてきたが、全体として「30%」の水準に到達しそうとは言えない状況。
- ・国際社会に目を向けると諸外国の推進スピードは速く、日本は遅れている。

<新しい目標>

- ◆ 2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す。
- ◆ そのための通過点として、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める。

- ・進捗が遅れている要因

政治分野（有権者の約52%は女性）

- ・立候補や議員活動と家庭生活との両立が困難
- ・人材育成の機会の不足
- ・候補者や政治家に対するハラスメント

経済分野

- ・管理職・役員へのパイプラインの構築が途上
- ・社会全体
- ・固定的な性別役割分担意識

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

【ポイント】

- 政党に対し、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の趣旨に沿って女性候補者の割合を高めることを要請
- 地方議会における取組の要請（議員活動と家庭生活との両立、ハラスメント防止）
- 最高裁判事も含む裁判官全体に占める女性の割合を高めるよう裁判所等の関係方面に要請

（参考）

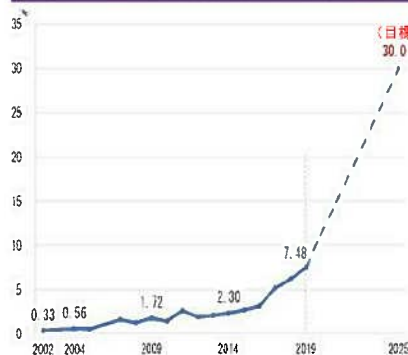
- ・衆議院の女性議員比率 9.9%、参議院の女性議員比率22.9%
（出典）衆議院HP、参議院HPより内閣府確認
- ・裁判官に占める女性割合 22.6%、女性最高裁判事 15名中2名
（出典）内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」（2020）
- ・国家公務員の各役職段階に占める女性の割合
指定職相当 4.4%、本省課室長相当職 5.9%
（出典）内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」（2020）

第2分野 雇用分野、仕事と生活の調和

【ポイント】

- 男性の育児休業取得率の向上
- 就活セクハラ防止

（参考）民間企業における男性の育児休業取得率



（参考）東証一部上場企業役員に占める女性の割合



第3分野 地域

【ポイント】

- 地域活動における女性の活躍・男女共同参画が重要
- 固定的な性別役割分担意識等を背景に、若い女性の大都市圏への流出が増大。地域経済にとっても男女共同参画が不可欠
- 地域における女性デジタル人材の育成など学び直しを推進
- 女性農林水産業者の活躍推進

（参考）地域における10代～20代女性の人口に対する転出超過数の割合

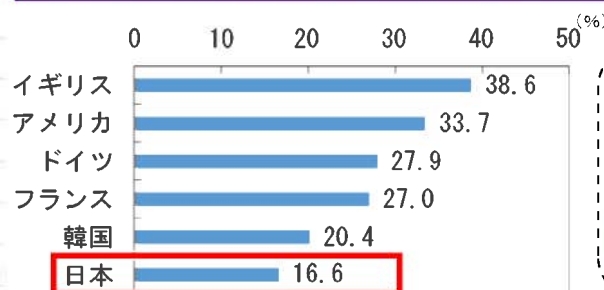


第4分野 科学技術・学術

【ポイント】

- 若手研究者ポストや研究費採択で、育児等による研究中断に配慮した応募要件
- 女子生徒の理工系進路選択の促進

（参考）研究職・技術職に占める女性の割合



女性ノーベル賞受賞者数 （自然科学分野）

アメリカ	9名
欧州	10名
その他（※）	4名
日本	0名

※イスラエル、オーストラリア、中国、カナダ

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

【ポイント】

- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、今後3年間で「集中強化期間」として取組を推進
- 「生命（いのち）を大切にする」「性暴力の加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ことを教える教育
- 新型コロナウイルス感染症に対応するため、DV相談支援体制を強化

（参考）コロナ禍によるDV・性暴力の相談件数の増加

- ・DV：5月、6月は前年同月の1.6倍
- ・性暴力：4～9月は前年同期の1.2倍

第6分野 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重

【ポイント】

- ひとり親家庭への養育費の支払い確保
- 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

（参考）ひとり親家庭が置かれた状況

およそ30年間で、母子世帯は約1.5倍、父子世帯は約1.1倍

母子世帯数（注） 123.2万世帯（ひとり親世帯の約87%）

父子世帯数（注） 18.7万世帯（ひとり親世帯の約13%）

（注）母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数

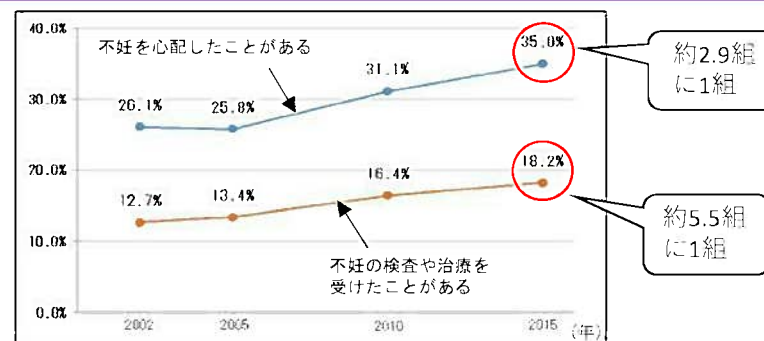
平成28(2016)年	母子世帯	父子世帯	一般世帯(参考)
就業率	81.8%	85.4%	女性66.0% 男性82.5%
雇用者のうち			
正規	47.7%	89.7%	女性45.9% 男性82.1%
雇用者のうち			
非正規	52.3%	10.3%	女性54.1% 男性17.9%
平均年間 就労収入	200万円 正規:305万円 パート・アルバイト等:133万円	398万円 正規:428万円 パート・アルバイト等:190万円	平均給与所得 女性280万円 男性521万円
養育費 受取率	24.3%	3.2%	—

第7分野 生涯を通じた健康支援

【ポイント】

- 不妊治療の保険適用の実現。それまでの間、現行の助成制度の大幅な拡大。仕事との両立環境の整備
- 緊急避妊薬について検討
- 「スポーツ団体ガバンスコード」に基づく各中央競技団体における女性理事の目標割合（40%）の達成に向けた取組

（参考）不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦の割合



〈出典〉国立社会保障・人口問題研究所「社会保障・人口問題基本調査」〈各年版〉

〈注〉妻の年齢が50歳未満の初婚どうしの夫婦を対象（回答者は妻）に調査

第8分野 防災・復興等

【ポイント】

- 女性の視点からの防災・復興ガイドラインに基づく取組の浸透、地方公共団体との連携

（参考）ガイドラインの主な内容

- 避難所の責任者には男女両方を配置する
- プライバシーの十分に確保された間仕切りを用いる
- 男女別の更衣室や、授乳室を設ける
- 女性用品（生理用品、下着等）は女性担当者が配布を行う
- 女性トイレと男性トイレは離れた場所に設置する
- 性暴力・DV防止ポスターを、避難所の見やすい場所に掲示する
- 自治体の災害対策本部において、下部組織に必ず男女共同参画担当部局の職員を配置する

第9分野 各種制度等の整備

【ポイント】

- 税制や社会保障制度をはじめとする社会制度全般について、経済社会情勢を踏まえて不断に見直し
- 各種制度において給付と負担が世帯単位から個人単位になるよう、マイナンバーも活用しつつ、見直しを検討
- 第3号被保険者については、縮小する方向で検討
- 旧姓の通称使用拡大
- 夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める

（参考）選択的夫婦別氏制度に関する調査結果

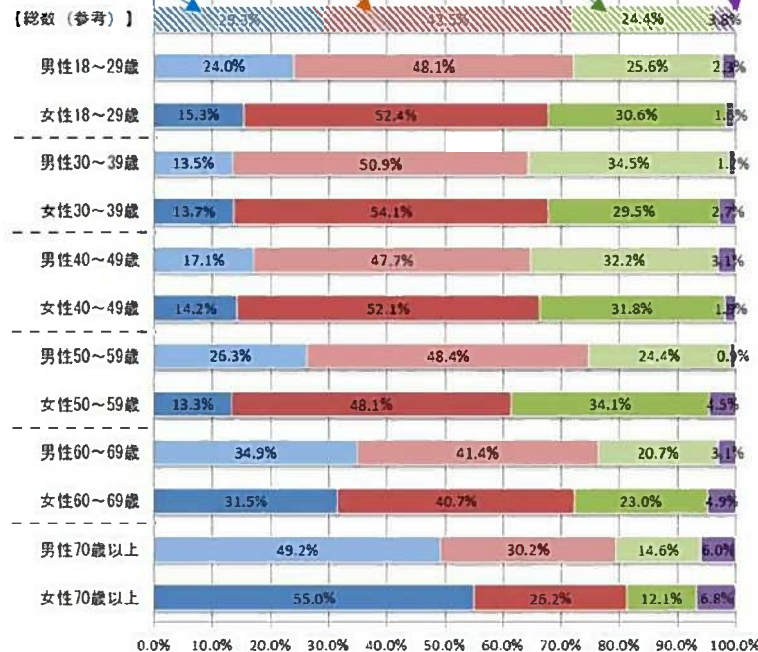
（出典）内閣府「家族の法制に関する世論調査（2017年）」

夫婦は必ず、同じ名字（姓）を名乗るべきであり、法律を改める必要はない

法律を改めてもかまわない

夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべきだが、婚姻前の氏を通称として使えるように法律を改めることはかまわない

わからない



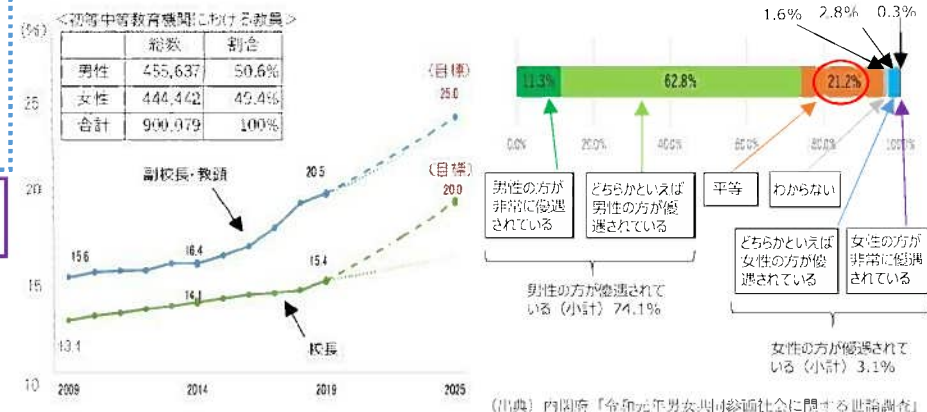
第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

【ポイント】

- 校長・教頭への女性の登用
- 医学部入試について、男女別合格率の開示促進

（参考）初等中等教育機関における管理職の割合

（参考）社会全体における男女の地位の平等感



第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

【ポイント】

- 我が国が国際会議の議長国となる場合、ジェンダー平等を全ての大臣会合においてアジェンダとして取り上げる

Ⅳ 推進体制の強化

【ポイント】

- EBPMの観点を踏まえ、計画中間年（令和5年度目途）における点検・評価を実施
- 男女共同参画の推進に当たっては、若年層を含め国民の幅広い意見を反映
- 地域における男女共同参画センターの機能強化

成果目標一覧

項目	現状	成果目標 (期限)
第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大		
(※以下は、政府が政党に働きかける際に念頭に置く努力目標であり、政党の自律的行動を制約するものではなく、また、各政党が自ら達成を目指す目標ではない。)		
衆議院議員の候補者に占める女性の割合	17.8% (2017年)	35% (2025年)
参議院議員の候補者に占める女性の割合	28.1% (2019年)	35% (2025年)
(※以下は、政府が政党等への要請、「見える化」の推進、実態の調査や好事例の横展開及び環境の整備等に取り組むとともに、政党をはじめ、国会、地方公共団体、地方六団体等の様々な関係主体と連携することにより、全体として達成することが期待される目標数値であり、各団体の自律的行動を制約するものではなく、また各団体が自ら達成を目指す目標ではない。現状値は、2019年統一地方選挙における都道府県・政令指定都市・市区町村議会議員選挙の合計。)		
統一地方選挙の候補者に占める女性の割合	16.0% (2019年)	35% (2025年)
検察官(検事)に占める女性の割合	25.4% (2020年3月31日)	30% (2025年度末)
国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合	36.8% (2020年4月1日)	35%以上 (毎年度)
国家公務員採用総合職試験からの採用者に占める女性の割合	35.4% (2020年4月1日)	35%以上 (毎年度)
国家公務員採用試験(技術系区分)からの採用者に占める女性の割合	—	30% (2025年度)
国家公務員の各役職段階に占める女性の割合		
係長相当職(本省)	26.5% (2020年7月)	30% (2025年度末)
係長相当職(本省)のうち新たに昇任した職員	22.8% (2019年7月)	35% (2025年度末)
地方機関課長・本省課長補佐相当職	12.3% (2020年7月)	17% (2025年度末)
本省課室長相当職	5.9% (2020年7月)	10% (2025年度末)
指定職相当	4.4% (2020年7月)	8% (2025年度末)
国家公務員の男性の育児休業取得率	12.4% (2018年度)	30% (2025年)

項目	現状	成果目標 (期限)
国の審議会等委員等に占める女性の割合		
審議会等委員	40.7% (2020年)	40%以上、60%以下 (2025年)
審議会等専門委員等	30.3% (2020年)	40%以上、60%以下 (2025年)
都道府県の地方公務員採用試験(全体)からの採用者に占める女性の割合	36.6% (2019年度)	40% (2025年度)
都道府県の地方公務員採用試験(大学卒業程度)からの採用者に占める女性の割合	33.6% (2019年度)	40% (2025年度)
都道府県職員の各役職段階に占める女性の割合		
本庁係長相当職	22.6% (2020年)	30% (2025年度末)
本庁課長補佐相当職	20.4% (2020年)	25% (2025年度末)
本庁課長相当職	12.2% (2020年)	16% (2025年度末)
本庁部局長・次長相当職	7.0% (2020年)	10% (2025年度末)
市町村職員の各役職段階に占める女性の割合		
本庁係長相当職	市町村 35.0% [政令指定都市 26.5%] (2020年)	40% (2025年度末)
本庁課長補佐相当職	市町村 29.2% [政令指定都市 22.6%] (2020年)	33% (2025年度末)
本庁課長相当職	市町村 17.8% [政令指定都市 16.9%] (2020年)	22% (2025年度末)
本庁部局長・次長相当職	市町村 10.1% [政令指定都市 10.8%] (2020年)	14% (2025年度末)

項目	現状	成果目標 (期限)
地方警察官に占める女性の割合	10.2% (2020年4月)	12%程度 (2026年度当初)
消防吏員に占める女性の割合(注1)	2.9% (2019年度)	5% (2026年度当初)
地方公務員の男性の育児休業取得率	8.0% (2019年度)	30% (2025年)
地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合		
都道府県の審議会等委員	33.3% (2020年)	40%以上、60%以下 (2025年)
市町村の審議会等委員	27.1% (2020年)	40%以上、60%以下 (2025年)
独立行政法人等の役職員の各役職段階に占める女性の割合		
部長相当職及び課長相当職	15.4% (2020年)	18% (2025年度末)
役員	14.4% (2020年)	20% (2025年度末)
民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合		
係長相当職	18.9% (2019年)	30% (2025年)
課長相当職	11.4% (2019年)	18% (2025年)
部長相当職	6.9% (2019年)	12% (2025年)
東証一部上場企業役員に占める女性の割合(注2)	—	12% (2022年)(注3)
起業家に占める女性の割合(注4)	27.7% (2017年)	30%以上 (2025年)

項目	現状	成果目標 (期限)
第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和		
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	男女計: 6.4% 男性: 9.8% 女性: 2.3% (2019年)	5.0% (2025年)
年次有給休暇取得率	男女計: 56.3% 男性: 53.7% 女性: 60.7% (2019年又は2018年会計年度)	70% (2025年)
労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	64.0% (2019年)	全ての企業 (2025年)
テレワーク(注5)	-	(注5)
民間企業における男性の育児休業取得率	7.48% (2019年度)	30% (2025年)
次世代認定マーク(くるみん)取得企業の数(注6)	3,448社 (2020年9月末)	4,300社 (2025年)
25歳から44歳までの女性の就業率	77.7% (2019年)	82% (2025年)
第一子出産前後の女性の継続就業率	53.1% (2015年)	70% (2025年)
民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合		
係長相当職(再掲)	18.9% (2019年)	30% (2025年)
課長相当職(再掲)	11.4% (2019年)	18% (2025年)
部長相当職(再掲)	6.9% (2019年)	12% (2025年)
女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)を受けた企業数	1,134社 (2020年9月末)	2,500社 (2025年)
起業家に占める女性の割合 (注4)(再掲)	27.7% (2017年)	30%以上 (2025年)

項目	現状	成果目標 (期限)
第3分野 地域における男女共同参画の推進		
地域における10代～20代女性の人口 に対する転出超過数の割合	1.33% (2019年)	0.80% (2025年)
農業委員に占める女性の割合		
女性委員が登用されていない組織 数	273/1,703 (2019年度)	0 (2025年度)
農業委員に占める女性の割合	12.1% (2019年度)	20%(早期)、更に30%を目指 す (2025年度)
農業協同組合の役員に占める女性の割合		
女性役員が登用されていない組織 数	107/639 (2018年度)	0 (2025年度)
役員に占める女性の割合	8.0% (2018年度)	10%(早期)、更に15%を目指 す (2025年度)
土地改良区(土地改良区連合を含む。)の理事に占める女性の割合		
女性理事が登用されていない組織 数	3,737/3,900 (2016年度)	0 (2025年度)
理事に占める女性の割合	0.6% (2016年度)	10% (2025年度)
認定農業者数に占める女性の割合	4.8% (2019年3月)	5.5% (2025年度)
家族経営協定の締結数	58,799件 (2019年度)	70,000件 (2025年度)
自治会長に占める女性の割合	6.1% (2020年度)	10% (2025年度)

項目	現状	成果目標 (期限)
第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進		
大学の理工系の教員(講師以上)に占める女性の割合	理学系:8.0% 工学系:4.9% (2016年)	理学系:12.0% 工学系:9.0% (2025年)
大学の研究者の採用に占める女性の割合	理学系:17.2% 工学系:11.0% 農学系:18.9% 医歯薬学系:25.3% 人文科学系:37.7% 社会科学系:25.8% (2018年)	理学系:20% 工学系:15% 農学系:30% 医歯薬学系:30% 人文科学系:45% 社会科学系:30% (2025年)
大学(学部)の理工系の学生に占める女性の割合	理学部:27.9% 工学部:15.4% (2019年)	前年度以上 (毎年度)
第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶		
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、支援拠点等の設置件数	47か所 (2020年4月)	60か所 (2025年)
性犯罪・性暴力事案に対してワンストップ支援センター等で365日緊急対応ができる都道府県数	20都道府県 (2020年4月)	47都道府県 (2025年)
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	119か所 (2020年4月)	150か所 (2025年)
要保護児童対策地域協議会に参画している配偶者暴力相談支援センター数	190か所 (2018年4月)	323か所 (2025年)

項目	現状	成果目標 (期限)
第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備		
弁護士によるひとり親の養育費相談の実施	94都道府県市 (全体:101自治体) (2018年度)	全都道府県・政令市 ・中核市 (2024年度)
離婚届における「養育費取決めあり」のチェック割合	64.3% (2019年度)	70% (2022年度)
フリーター数	男女計:138万人 男性:66万人 女性:72万人 (2019年)	男女計:114万人 (2025年)
65歳から69歳までの就業率	—	男女計:51.6% (2025年)
障害者の実雇用率(民間企業)	2.11% (2019年6月)	2.3% (2022年)
第7分野 生涯を通じた健康支援		
子宮頸がん検診、乳がん検診受診率 (注7)	過去2年間の受診率 子宮頸がん:43.7% 乳がん:47.4% (2019年)	子宮頸がん:50% 乳がん:50% (2022年度までに)
自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)	男女計:15.7 男性:22.7 女性:9.1 (2019年)	2015年に比べ 30%以上減少 (2026年までに)
不妊専門相談センターの数	81都道府県市 (2020年度)	全都道府県・指定都市・中核市 で実施 (2025年度)
25歳から44歳までの就業医師に占める女性の割合	31.8% (2018年)	33.6% (20年代の可能な限り早期に)
スポーツ団体における女性理事の割合	15.7% (2019年3月時点)	40% (20年代の可能な限り早期に)

項目	現状	成果目標 (期限)
第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進		
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	16.1% (2020年)	30% (2025年)
市町村防災会議の委員に占める女性の割合		
女性が登用されていない組織数	348/1,741 (2020年)	0 (2025年)
委員に占める女性の割合	8.8% (2020年)	15%(早期)、更に30%を目指す (2025年)
消防吏員に占める女性の割合 (注1)(再掲)	2.9% (2019年度)	5% (2026年度当初)
消防団員に占める女性の割合(注8)	3.2% (2019年度)	10%を目標としつつ、 当面5% (2026年度)
第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備		
保育所等待機児童数	12,439人 (2020年4月)	「新子育て安心プラン」を踏まえ 設定
放課後児童クラブの登録児童数	約130万人 (2019年5月)	152万人 (2023年度末)
高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設する公的賃貸住宅団地(100戸以上)の割合	29.1% (2019年度)	建替え等が行われる団地の おおむね9割 (2025年度)

項目	現状	成果目標 (期限)
第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進		
「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた者の割合	21.2% (2019年)	ほぼすべてを目標としつつ、 当面50% (2025年)
初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合		
副校長・教頭	20.5% (2019年)	25% (2025年)
校長	15.4% (2019年)	20% (2025年)
大学の教員に占める女性の割合		
准教授	25.1% (2019年)	27.5%(早期)、更に30%を目指す (2025年)
教授等 (学長、副学長及び教授)	17.2% (2019年)	20%(早期)、更に23%を目指す (2025年)
都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員のいない教育委員会の数	64/1,856 (2019年)	0 (2025年)
第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献		
在外公館の各役職段階に占める女性の割合		
公使、参事官以上	7.4% (2020年7月)	10% (2025年)
特命全権大使、総領事	5.3% (2020年7月)	8% (2025年)

項目	現状	成果目標 (期限)
推進体制の整備・強化		
男女共同参画計画の策定率(市町村)	市区:98.3% 町村:69.4% (2020年)	市区:100% 町村:85% (2025年)

(注1) 消防吏員とは、消防本部及び消防署に置かれる職員のうち、階級及び服制を有し、消防事務に従事する者。

(注2) 役員には、取締役、監査役、執行役に加えて、執行役員又はそれに準じる役職者も含む。

(注3) 5次計画の中間年フォローアップの際に、市場再編後の目標を設定予定。

(注4) 起業家とは、過去1年間に職を変えた又は新たに職についた者で、現在は会社等の役員又は自営業主となっている者のうち、自分で事業を起こした者。

(注5) 具体的な項目及び成果目標については、新型コロナウイルス感染症への対応状況及びその後の社会情勢の変化を踏まえて設定。

(注6) 次世代認定マーク(くるみん)取得企業とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てを支援する企業として認定を受けた企業。

(注7) 子宮頸がん検診は20～69歳、乳がん検診は40～69歳を対象に受診率を算出。なお、2022年度以降の目標は、次期がん対策推進基本計画で策定予定。

(注8) 消防団員とは、他に本業を持ちながらも、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防防災活動を行う市町村の消防機関である消防団の構成員。